

薬の保管

帝京大学医学部薬理学 中木敏夫

昨今薬の管理にまつわる問題が話題になっています。ややこしい薬は管理が面倒なのですべて廃棄し、保管しないという施設もあると聞きます。ところが廃棄するといっても、いろいろな制限があり大変です。たとえば覚せい剤は所轄の役所の職員、東京であれば都庁の直員の立ち会いの下でないと廃棄できません。また、毒薬を置かなければ事故も起きないと主張する病院関係者もいるようですが、重要な薬は毒薬であることも多く、毒薬や劇薬を置かない診療機関がまともな医療ができるとは思えません。必要な薬はやはり必要なのですから、この際、毒薬、劇薬、麻薬、向精神薬、覚せい剤に関する法律を今一度振り返るのも大切なことと思います。大きな病院に勤務している職員は、これらの薬の管理を薬局で行っているので身近に感じないかもしれませんが、規模の小さい機関で働くときには必ず直面する問題です。尚、どの薬がこれらのどれに該当するかについては、薬品が入っている直接の瓶やアンプルなどに表示してあるのでわかります。

劇薬の保管は鍵をかける必要はありませんが、毒薬（薬事法第 48 条）、麻薬（麻薬及び向精神薬取締法第 34 条、麻薬以外の医薬品（覚醒剤をのぞく）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。）覚せい剤（覚せい剤取締法第 22 条）はいずれも鍵のかかる場所に保管する事が必要です。条文には麻薬と覚せい剤については「堅固な」とありますが、毒薬にはありません。この差は明らかではありません。麻薬と覚せい剤が金庫（容易には一人で持ち運べない重さが必要で、免許申請時に金庫の重量を記載するようになっています。）に保管するのに対して、毒薬は鍵のかかる試薬用キャビネットに保管することが多いと思います。金庫は確かに堅固であり容易には破壊できませんが、キャビネットは鉄板も薄くその気になれば破壊できてしまいます。最近では、自動販売機をパワーシャベルで機会ごと運び去る盗人がいるようですが、そこまでの力でなくとも、大人 2 人いれば十分に運搬できるので安全とはい切れません。筆者の経験では、運送屋のプロは金庫を一人で運びました。したがって、これらの対策をきちんととってからはじめから明確な意図を持った盗難を防ぐことは不可能に近いことは考えておく必要があります。向精神薬については扱いが曖昧です。医療スタッフの目の届くところにある場合は、鍵をかけなくてもよく、そうでない場合には鍵をかけて保管することになっています。向精神薬にはどんな薬があるかといいますと、ジアゼパムなどのベンゾジアゼピン系の薬、鎮痛薬のペンタゾシンなど使用頻度が高い薬が多い。これらの出し入れに鍵をいちいちかけるのは大変なので、医師や看護婦が居るところでは鍵のかからない引き出しでも良いこととなります。しかし、医療スタッフの目の届きにくい場所や時間帯では鍵をかける必要があります。実際問題として悩むのは、これらの鍵をかける必要のある種類の異なった薬物を一つの金庫に収納できないものかということです。こうすればコスト的にも助かると思いますが、そうはできないことです。一緒にして良いのは麻薬と覚せい剤だけです。向精神薬は別に保管する必要があります。なぜ、向精神薬を麻薬や覚せい剤と一緒に保管できないかを、小生は所轄の都庁に問い合わせたことがあります。理由は、向精神

薬は他の2種に比べて使用頻度が高い。従って、向精神薬を出し入れする際に、麻薬や覚せい剤が誤って保管庫から出されてしまう危険があるという回答でした。同様の理由で、麻薬や覚せい剤を預金通帳や実印などとともに保管してはいけないことになっています。ましてや臨床看護のバックナンバーと一緒に保管はできないということになります。

著作権©2000 へるす出版